

【参考1】社労士が専門家として行っている業務

1. 労働条件審査

労働条件審査とは、一般競争入札等により国又は地方自治体が行う公共事業の実施に関する委託を受けた企業について、**社労士が労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類・帳簿書類の内容のとおり労働条件が確保されている職場になっているか、労働者がいきいきと働くことができる職場になっているかを確認する仕組み**。結果に対する取組みについては、指摘事項の改善まで行うケースから、結果のみ発注元に伝えられるケースもある。また、発注元の目的としても、取締的なものから、地元企業のコンプライアンスのレベルアップを目指すものまで多様である。

【背景】 行財政改革・構造改革の進展による「官から民へ」の流れの中で、民間委託

No	目的	課題
1	民間企業の持つノウハウを活用することによる住民サービスの向上	コスト削減に起因する「労働条件の低下」・「法令違反」
2	経費削減	「公共事業の質の低下」

【法律等】

○「公共サービス基本法」⇒ 公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備の努力義務規定

○総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」⇒ 指定管理者に対し労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮を明示

⇒しかし、実際に、業務を委託する国及び地方自治体では、どのように対応したらよいか、悩んでいるケースも少なくない。このような背景のもと、**社労士は労働社会保険諸法令と労務管理の専門家として、自治体等に「労働条件審査」を提案し、労働社会保険諸法令の執行を高められるような活動**を行っている。

労働条件審査のおおよその流れ



【平成27年度 全国での実績】

○地方公共団体等(都道府県、市区、福祉協議会、建設業協会) : 40

○労働条件審査受診事業所数 : 315社

○審査対象となった事業所の主な種類 : 清掃業務、管理運営、社会福祉法人、建設業、福祉施設(障害者支援施設、心身障害者福祉作業所、福祉会館、記念館、コミュニティプラザ)、運動公園、運動施設、市民体育館、イベントホール運営、ビル管理、図書館、保育園、駐輪場、駐車場、公共スポーツ施設管理、葬儀場、集会施設、介護サービス施設管理、道路公園管理、警備受付、児童館、公園清掃業、学校給食、娯楽業(テーマパーク)、観光施設、マリン施設、情報センター 等

【参考2】社労士が専門家として行っている業務

2. 法務省との連携

【背景】過去、法務省が登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)に係る業務を委託していた事業者が、多額の健康保険料等を滞納している事実があり、法務省として「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の規定に基づき、委託業務の全部停止命令を発した。これを受け、同法第27条1項の規定による措置として、健康保険法・厚生年金保険法に関わる手続や労働社会保険諸法令の遵守を確保するため、社労士が確認を行うこととなった。

平成27年度 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務) 民間競争入札実施要項(抄)

5 入札に参加する者の募集(2)入札実施手続才 提案書の添付資料の内容(イ)提案書の記載内容を証する資料

a 労働社会保険諸法令の遵守状況に関する資料

社会保険労務士法(昭和43年6月3日法律第89号)第2条第1項第1号で規定する労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という。)を遵守していることを証する資料として、別途委託法務局が指定する外部の専門家における実態調査の報告書も提出すること。

平成27年度 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務) 労働社会保険諸法令の遵守状況に係る実態調査実施要領(抄)

【概要】： 労働社会保険諸法令に基づき、直近1年間において、各種規程・帳簿類等の整備・運用状況及び各種届出の適正性等を調査し、違反の有無を確認する

【実態調査を行う者】： 都道府県社労士会 【確認対象】50法務局・地方法務局

【実態調査への協力義務】： **入札参加者は、実態調査に協力しなければならない。なお、実態調査に協力しなかった入札参加者の提案書は無効とする。**

※乙号業務の契約期間が5年間であるため、前回の実態調査は平成24年度の入札時に実施

調査実施において確認する資料

(1) 労働基準 法関係	① 就業規則等(給与規程、退職金規程、その他就業規則において別に定める旨が規定されている規程等を含む)
	② 出勤簿(タイムカード)(直近1年分)
	③ 労働者名簿
	④ 賃金台帳(直近1年分)
	⑤ 労働条件通知書
	⑥ 労働基準法に基づく協定書控(いわゆる36協定、賃金控除協定書等)
	⑦ 雇用契約書
(2) 労働社会 保険関係	① 健康保険法に基づく申請・届出書等控
	② 厚生年金保険法に基づく申請・届出書等控
	③ 雇用保険法に基づく申請・届出書等控
	④ 労働者災害補償保険法に基づく申請・届出書等控
(3) その他	① 労働安全衛生法に基づく申請・届出書等控(定期健康診断報告書、産業医選任報告書、衛生委員会の議事録等)
	② 労働基準監督署の是正勧告書

実態調査のおおよその流れ



【実績】

提案書提出民間事業者数

20事業者(延べ民間事業者数:257事業者)
(法務省HPより)

【参考3】社労士が専門家として行っている業務

3. 経営労務診断

経営労務診断とは、企業の経営労務管理に関わる基本規程(就業規則等)及び基本的数値情報(平均勤続年数等)に関する診断項目について、**社労士が原則として毎年1回、確認・診断を行い、その結果、法令にかかるところ(必須項目)をクリアした場合、その結果を社労士の電子署名を付して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営する「サイバー法人台帳ROBINS」サイトに公表するもの。**

経営労務管理に関わる基本規程

分類	必須	診断項目
1-1 法定帳簿	●	(1) 労働者名簿の調製・保管
	●	(2) 賃金台帳の調製・保管
1-2 人事労務 関連規程	●	(1) 就業規則の作成・届出
	●	(2) 就業規則① 労働(勤務)条件関連の定め
	●	(3) 就業規則② 賃金(給与)関連の定め
	●	(4) 就業規則③ 育児・介護休業関連の定め
1-3 人事労務 管理体制	●	(1) 労働時間管理(出退勤・労働時間・時間外労働・休日・休暇)
	●	(2) 一般健康診断の実施
	●	(3) ストレスチェック制度
	●	(4) ハラスメント相談・対応記録
1-4 社会保険・ 労働保険	●	(1) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入
	●	(2) 労働保険(労災保険・雇用保険)の加入
1-5 組織関連 規程	—	(1) 組織図もしくは組織規程
	—	(2) 職務(業務)分掌規程
	—	(3) 職務(業務)権限規程

経営労務管理に関わる基本的数値情報

分類	必須	診断項目	分類	必須	診断項目
2-1 従業員 情報	●	(1) 全従業員数	2-3 労務 情報	—	(1) 女性役員・ 管理職数
	—	—		—	—
	●	(2) 正規従業員 数		—	(2) 非正規従業 員数
	—	—		—	—
2-2 就業 情報	—	(3) 正規従業員の 平均年齢	—	(3) 正規従業員 採用数(直 近3カ年)	
	—	(4) 正規従業員の 平均年収	—	(4) 正規従業員 離職者数 (直近3カ年)	
	—	(1) 正規従業員の 年間労働 時間	—	—	
	—	(2) 正規従業 員の平均 勤続年数	—	—	

※人事労務関係の法律や制度について、随時、診断項目に反映
(直近: 女性活躍推進法、若者雇用促進法、ストレスチェック制度など)

○連携例

・平成28年8月30日・・・東京商工リサーチとの連携

東京商工リサーチが所有するアクティブな企業情報(現住所、業種細分類、企業コード)との連携を行い、ROBINS上で東京商工リサーチの企業情報を閲覧することが可能となる

・平成29年1月19日・・・経済産業省との連携

政府の許認可、委託契約受注、補助金交付、表彰受章等の法人の情報等を一括検索・閲覧できる「法人インフォメーション」(経済産業省が運用)との連携開始

○経営労務診断受診企業数・・・61件

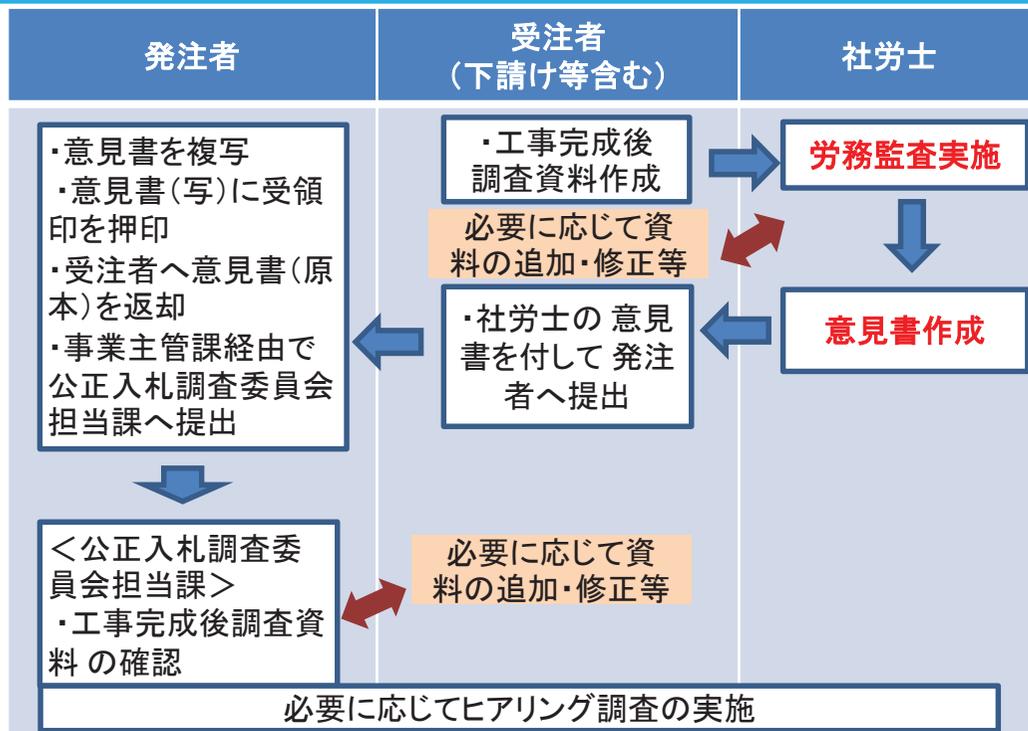
行政では、くるみん、ユースエール、トモニンなど法制度単位でサイトや認定マーク等を用意しているが、求職者や取引先企業などは、企業全体としてどうか、ということに注目している。社労士は、労働社会保険諸法令を横断的に扱っている強みがあるため、そこを活かし、横断的に確認した結果を公表するとともに、労働環境等に関する企業の強みをオープンにする支援を行うことで、**日本全体の企業における労働環境改善に向けた底上げ**と相乗効果を狙った活動を行っている。



【参考4】社労士が専門家として行っている業務

4. 社労士による「労務監査」導入(広島県)

- ・**適正な競争と業務品質を確保する観点から**、「建設工事に係る低入札価格調査制度」、「測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度」を平成28年6月から、指名・公告する工事から実施。
- ・低入札価格を経て契約を締結した工事の工事完成後調査として、**社労士による労務監査が導入された。**



労務監査時に受注者が準備する資料

資料区分	資料
労働基準法関係	① 就業規則
	② 給与規程
	③ 事業所の人数集計表
	④ 労働者名簿
	⑤ 賃金台帳(直近1年分)
	⑥ 出勤簿(タイムカード)
	⑦ 勤務シフト表
	⑧ 労働条件通知書(労働契約書)
	⑨ 36協定控
	⑩ 1年単位の変形労働時間制協定控
	⑪ その他、協定届等
	⑫ 賃金控除協定書
保険関係	① 社会保険届出控
	② 雇用保険届出控
	③ 労働保険料申告書控
	④ 労働保険一括有期事業関係控
その他	① 源泉所得税納付書
	② 会社の組織図
	③ 施行体制台帳
	④ 社労士が必要と認める書類

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱(抄)

○(労務監査)第18条(抄)

受注者は、工事完成後調査資料を作成した上で、**社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。**なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

○(不適切な事案に対する措置等)第21条(抄)

工事完成後調査において、次の事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

- (1) 工事完成後調査資料を提出しなかった場合(資料の追加・修正等を含む。)
- (2) **社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合**
- (3) ヒアリング調査に応じなかった場合
- (4) 調査資料(工事費内訳書を含む低入札価格調査資料, 工事完成後調査資料)に虚偽の記入等が認められた場合